

## 役 務 単 価 契 約 条 項

平成23年4月1日  
一般財団法人 総合科学研究機構

一般財団法人総合科学研究機構（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）が契約を締結する場合の契約条項は、次のとおりとする。

（総則）

第1条 乙は、契約書又は注文書（以下「契約書」という。）に記載の単価契約に関して、契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、この契約書に付随する仕様書に従いこれを履行する

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を、第三者に譲渡もしくは承継させ又は担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（機密の保持）

第3条 乙は、この契約の履行によって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2. 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、直ちにこの契約を解約し、かつ、乙に対してその違反により受けた損害の賠償を請求することができる。
3. 甲は、契約期間終了後であっても乙が第1項の規定に違反し、その違反により損害を受けたときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

（法令による許認可等）

第4条 乙は、甲が関係法令に基づき、この契約に関して必要な許可、認可等の申請もしくは届出等を行うときは、当該手続に必要な資料を甲に提出等の協力をしなければならない。

（委任または下請負）

第5条 乙は、作業の全部または大部分を、一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第6条 乙は、この契約に関して特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(作業の実施)

第7条 甲は、乙に対して、書面（以下「指示書」という。）をもって、作業を指示するものとする。

2. 乙は、前項の指示（以下「作業指示」という。）があったときは、契約書及び指示書に定めるところに従って作業を実施しなければならない。

(作業の完了期限)

第8条 作業完了期限は、甲が作業指示の都度、指示書又は契約書に定める作業完了期日とする。

(指示内容の変更及び取消し)

第9条 甲は、書面をもって、作業の完了期限その他作業指示の内容を変更し、又は取り消すことができる。

2. 甲は、次の各号の一に該当するときは、書面をもって、作業指示の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 乙が、作業指示の取り消しを申し出たとき。

(2) 乙の責めに帰すべき理由により、作業完了期限内又は作業完了経過後も終了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が、この契約に違反し、その違反により作業指示の目的を達することができないと認められるとき。

3. 乙は、前項の規定により作業指示を取り消されたときは、違約金として、取り消された作業等の代価の10分の1に相当する金額を、甲の指示する期限までに、甲に支払うものとする。ただし、乙の責めに帰し難い理由により乙が取り消しを申し出て、甲がこれを認めたときはこの限りではない。

4. 甲は、第1項の規定により、作業指示の内容を変更し又は取り消された場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その補償額は甲乙協議して決定するものとする。

(貸与品および支給品)

第10条 甲が乙に貸与するもの（以下「貸与品」という。）および支給するもの（以下「支給品」という。）は、仕様書に定めるところによる。

2. 乙は、貸与品および支給品を受領したときは、甲に対して遅滞なく受領書を提出するものとする。ただし、甲が必要としないときは、この限りでない。
3. 乙は、貸与品および支給品を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
4. 乙は、作業の完了または解約等によって不用となった貸与品および支給品を、すみやかに甲に返納しなければならない。
5. 乙は、乙の責めに帰すべき事由により貸与品または支給品を滅失またはき損したときは、甲の指定する期日までに代品を納めもしくは原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(異常時・緊急時の措置)

- 第11条 乙は、事故の発生等の異常・緊急事態を発見したときは、直ちに必要な応急措置及び通報連絡を行う等、適切な措置を講じなければならない。
2. 前項に定める措置を講じた場合は、乙は速やかに報告しなければならない。

(安全の確保)

- 第12条 乙は、この契約の履行の安全を確保するために災害の予防その他必要な措置をとらなければならない。
2. 乙は、関係法令および安全に関する甲の諸規則に従うほか、甲が安全確保のために必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(一般的損害)

- 第13条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合であって、他の条項の規定により損害が補てんされないときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

(第三者に及ぼした損害)

- 第14条 作業の実施に関して第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち乙の責めに帰しがたい事由により生じたものについては、この限りでない。

(作業の完了)

- 第15条 乙は、作業が終了したときは、遅滞なく必要な書類を添えて甲に報告しなければならない。
2. 甲は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく作業の完了の確認のための検査を行うものとし、乙はこれに立ち会うものとする。
  3. 乙又は乙の代理人が、前項の検査に立ち会わないときは、甲は単独で検査

を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

4. 乙は、甲が第2項の検査に必要な資料の提出を求めたときは、すみやかにこれを甲に提出しなければならない。
5. 乙は、第2項の検査の結果不合格となったときは、甲の指示に従い、乙の負担において、再度作業を実施しなければならない。
6. 第2項の検査に要する費用は甲の負担とし、第3項の立ち会いおよび第4項の資料の提出に要する費用は、乙の負担とする。

#### (支払い)

第16条 乙は、第15条第2項の検査に合格したときは、書面をもって甲に請求するものとする。

2. 甲は、前項の請求が適正であると認めた場合は、甲の支払定日にその代金を乙に支払うものとする。

#### (履行遅滞)

第17条 乙は、完了期限までに作業を終了することができないと認めるときは、遅滞なくその事由および終了予定日を甲に通知し、その指示に従わなければならない。

2. 乙は、完了期限を過ぎて作業が終了したときは、遅滞部分につき完了期限の翌日から作業終了の日までの日数について、1日につき契約金額の1000分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の責めに帰しがたい事由により作業終了が遅滞し、甲がこれを認めた場合は、この限りでない。
3. 第15条第2項の検査の結果不合格となり、再度実施された作業に係る遅滞日数は、甲が不合格を通知した日から作業の終了の日までとする。

#### (かし担保)

第18条 乙は、第15条第2項に規定する検査合格の日から1年以内に当該作業についてかしが発見されたときは、甲の請求に基づき、乙の負担において、甲と協議した期限までにそのかしの補修その他必要な措置をとらなければならない。

2. 乙は、前項のかしによって甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (契約の変更)

第19条 甲は、必要があるときは、仕様その他この契約の内容を、乙と協議

のうえ変更することができる。

2. 契約期間中、経済事情の変動その他の理由により契約内容が不適當となつたと認めるときは、甲乙協議して、契約金額その他この契約の内容を変更することができる。

(作業の中止等)

第20条 甲は、必要と認めるときは、業務の一部実施を一時中止させ、または業務を中止させることができる。

2. 甲は、第1項の規定により、業務を一時中止させ、または業務を中止させた場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して決定する。

(解約)

第21条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解約することができる。

- (1) 乙が、解約を申し出たとき。
  - (2) 乙が、業務の実施または検査に際し、不当または不正な行為があると認められるとき。
  - (3) 前号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (4) 乙が、制限行為無能力者となったとき、もしくは破産の宣告を受けたとき、またはその資産もしくは信用状態が著しく低下したとき。
  - (5) 甲の都合により解約を必要とするとき。
2. 乙は、前項第1号から第4号までの一に該当する理由によりこの契約を解約されたときは、契約金額の10分の1に相当する違約金を甲に支払うものとする。ただし、乙の責めに帰しがたい事由により乙が解約を申し出て甲がこれを認めたときは、この限りでない。
  3. 甲は、第1項第5号に該当する理由によりこの契約を解約した場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して決定する。

(契約解除に伴う措置)

第22条 前2条の規定により契約が解除された場合は、次に定める措置をとらなければならない。

- (1) 乙は、必要と認めるときは、乙に対し作業の履行部分の全部又は一部を検査のうえ完了と認めることができる。この場合、甲に引き渡さなければならない目的物の既成部分があるときは、甲に引き渡さなければならない。

- (2) 前号の場合において、甲は、甲の認定する評価額を乙に支払うものとする。
- (3) 第1号による作業完了の確認までの保全に要する費用は、乙の負担とする。
- (4) 甲が完了と認めないものについては、甲が定めた期間内に現状に復さなければならない
- (5) 第10条に定める貸与品又は支給品（第1号の既成部分に使用されているものを除く）があるときは、乙は、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又は返還が不可能な場合については、第10条第5項の規定を準用する。
- (6) 乙は、甲から貸与を受けた土地建物等があるときは、甲乙協議して定めた期間内にこれを原状に復して甲に返還しなければならない。

(相殺)

第23条 甲は、乙が甲に支払うべき賠償金その他の債務がある場合は、この契約に基づき甲が乙に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。

(協議事項)

第24条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。